

軍事史学会会則

第一章 総 則

第一条 この会は、「軍事史学会」（以下「本会」という）と称し、英語名を「The Military History Society of Japan」という。

第二条 本会は、事務所を東京都に置く。

二 本会は、理事会の議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第二章 目的及び事業

第三条 本会は、軍事史学に関する学術的研究を行い、その成果を普及するとともに会員の研究活動を助成することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (一) 機関誌『軍事史学』、その他軍事史関係図書の発刊
- (二) 研究会、講演会等の開催
- (三) 国際軍事史学会との研究交流
- (四) 学術研究奨励賞の授与
- (五) その他、本会の目的を推進するために必要と認める事業

第三章 会員及び会費

第五条 本会の会員及び会費は次の通りとする。

- (一) 正会員：本会の目的に賛成し、会費年額一万円を納める個人。なお、一五万円を一括納入したものは終身会員とする。
- (二) 特別会員：本会の発展に寄与したとして理事会が特に推薦する個人。
- (三) 賛助会員：本会の目的に賛同し本会の事業を援助するために、会費年額一口（二万円）以上を納める個人、または年額一口（五万円）以上を納める法人。
- (四) 奨励会員：軍事史学の研究奨励を目的とし、会費年額五千円を納める学生等。

第六条 会員（特別会員を除く）になろうとする者は、既会員の推薦を受けて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第七条 会員は、機関誌の配布を受けるとともに、研究論文等を寄稿することができる。

第八条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (一)退会申出 (二)死亡 (三)二年以上にわたる会費の滞納 (四)本会の解散

第九条 会費の額を変更する場合は、理事会で決定し総会の承認を得るものとする。なお、既納の会費は返還しない。

第四章 役員等

第一〇条 本会は次の役員を置く

- (一)会長 (二)副会長 若干名 (三)理事 二〇名以内 (四)監事 二名

第一一条 会長は、理事会の推挙に基づき総会において選任する。他の役員は会長が推薦し、総会の承認を得るものとする

第一二条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

三 理事は、理事会を組織し、支部、各委員会及び事務局の事務を担当する。

四 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

第一三条 役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

二 補欠または増員により、選任された役員の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

第一四条 本会の事業の運営及び振興のため参与、顧問及び特別顧問を置くことができる。

第五章 会 議

第一五条 会議は総会、理事会及び委員会とする。

二 総会は、全会員をもって構成し、事業計画、収支予算、役員人事等の重要事項を審議・決定する。

三 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、本会事業の運営と執行の責任を負う。理事会の審議には、監事及び各委員長の指名した委員を出席させることができる。

四 委員会は、編集、大会、例会、出版の各委員会とし、それぞれの理事を委員長として副委員長、所要の委員をもって構成する。各委員会は理事会の委託を受けて業務の遂行に当たる。なお、必要に応じ臨時に委員会を設けることができる。委員長、副委員長及び委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

第一六条 総会及び理事会は会長が招集する。総会の議長はその都度選出する。理事会の議長は会長がこれに当たる。

第六章 支 部

第一七条 地方の活動を積極的に推進するため本会支部を置くことができる。

第七章 事 務 局

第一八条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

二 事務局に事務局長を置き、理事をもって当てる。

第八章 会 計

第一九条 本会の経費は、会費、購読料及び寄付金をもって当てる。会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日とする。

第九章 会則の変更等

第二〇条 この会則は、理事会及び総会において、それぞれ出席者の過半数以上の同意を得なければ変更することはできない。

第二一条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

付 則

一 この会則は、昭和六十三年五月二十一日から施行する。

二 改正 平成四年六月六日

平成七年六月二日

平成十一年六月五日

平成二十一年六月六日

平成二十二年五月十六日